
令和5年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和5年6月20日 (火曜日)

議事日程 (第5号)

令和5年6月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第46号 令和5年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第2 議案第47号 令和5年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第48号 築上町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第49号 築上町財産区管理会条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 築上町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 築上町財産区特別会計条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 築上町西角田財産区基金条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 築上町葛城財産区基金条例の制定について
- 日程第9 議案第54号 築上町上城井財産区基金条例の制定について
(追加分)
- 日程第10 発議第2号 築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 発議第3号 築上町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第56号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
- 日程第13 議案第57号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
- 日程第14 議案第58号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
- 日程第15 議案第59号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
- 日程第16 議案第60号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
- 日程第17 議案第61号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
- 日程第18 議案第62号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
- 日程第19 議案第63号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
- 日程第20 議案第64号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
- 日程第21 議案第65号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
- 日程第22 議案第66号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
- 日程第23 議案第67号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
- 日程第24 議案第68号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について

- 日程第25 議案第69号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
日程第26 議案第70号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第27 議案第71号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第28 議案第72号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第29 議案第73号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第30 議案第74号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第31 議案第75号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第32 議案第76号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第33 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第46号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
日程第2 議案第47号 令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第3 議案第48号 築上町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4 議案第49号 築上町財産区管理会条例の制定について
日程第5 議案第50号 築上町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第6 議案第51号 築上町財産区特別会計条例の制定について
日程第7 議案第52号 築上町西角田財産区基金条例の制定について
日程第8 議案第53号 築上町葛城財産区基金条例の制定について
日程第9 議案第54号 築上町上城井財産区基金条例の制定について
(追加分)
日程第10 発議第2号 築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 発議第3号 築上町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第12 議案第56号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
日程第13 議案第57号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
日程第14 議案第58号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
日程第15 議案第59号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
日程第16 議案第60号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
日程第17 議案第61号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
日程第18 議案第62号 築上町西角田財産区管理会委員の選任について
日程第19 議案第63号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について

- 日程第20 議案第64号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
日程第21 議案第65号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
日程第22 議案第66号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
日程第23 議案第67号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
日程第24 議案第68号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
日程第25 議案第69号 築上町葛城財産区管理会委員の選任について
日程第26 議案第70号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第27 議案第71号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第28 議案第72号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第29 議案第73号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第30 議案第74号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第31 議案第75号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第32 議案第76号 築上町上城井財産区管理会委員の選任について
日程第33 常任委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 江本 守君 | 2 番 | 吉原 秀樹君 |
| 3 番 | 北代 恵君 | 4 番 | 宗 晶子君 |
| 6 番 | 池永 巖君 | 8 番 | 工藤 久司君 |
| 9 番 | 武道 修司君 | 10番 | 池亀 豊君 |
| 11番 | 田村 兼光君 | 12番 | 信田 博見君 |
| 13番 | 田原 宗憲君 | 14番 | 塩田 文男君 |

欠席議員（2名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 5 番 | 丸山 年弘君 | 7 番 | 鞆野 希昭君 |
|-----|--------|-----|--------|

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 局長 | 横内 秀樹君 | 次長 | 脇山千賀子君 |
| 書記 | 中原 寿浩君 | 書記 | 小野 聖佳君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------------|-------|--------|------------|-------|--------|
| 町長 | …………… | 新川 久三君 | 副町長 | …………… | 八野 紘海君 |
| 教育長 | …………… | 久保ひろみ君 | | | |
| 会計管理者兼会計課長 | …………… | | | | 石井 紫君 |
| 総務課長 | …………… | 椎野 満博君 | 企画財政課長 | …………… | 元島 信一君 |
| まちづくり振興課長 | … | 桑野 智君 | 人権課長 | …………… | 武道 博君 |
| 税務課長 | …………… | 田村 貴志君 | 子育て・健康支援課長 | … | 吉川 千保君 |
| 保険福祉課長 | …………… | 種子 祐彦君 | 産業課長 | …………… | 古市 照雄君 |
| 建設課長 | …………… | 神崎 秀一君 | 都市政策課長 | …………… | 首藤 裕幸君 |
| 上下水道課長 | …………… | 福田 記久君 | 住民生活課長 | …………… | 西田 哲幸君 |
| 学校教育課長 | …………… | 鍛冶 孝広君 | 生涯学習課長 | …………… | 尾座本三雄君 |
| 教育施設整備室長 | …… | 樽本 知也君 | 監査事務局長 | …………… | 脇山千賀子君 |

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまより議事に入ります。

日程第1. 議案第46号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第46号令和5年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

それでは、本案所管分について、委員長、副委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第46号令和5年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審議した結果、地球温暖化対策実行計画策定業務として、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用のための措置に関する計画を作成するための経費、築城小学校講堂改修工事として老朽化した講堂の改修工事の経費、小中一体型校整備事業として小中一体型校を整備するための基本設計の経費などが主なものであり、椎田地区小中一体型校（仮称）基本設計に関わる債務負担行為の補正について反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第46号令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審議した結果、デジタルサイネージ設置事業として、役場庁舎敷地内に町の情報を案内するための大型デジタルサイネージの設置費用、奥池3改修工事としてのため池の全面改修するための工事費用、プレミアム商品券発行事業として商品券を発行する商工会に対してプレミアム分を助成する費用などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

本案に対しては、工藤久司議員外1名から、お手元に配付しています修正の動議が提出されています。

地方自治法第115条の3の規定に基づき、議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案と併せて議題といたします。

提出者の説明を求めます。工藤久司議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 議案第46号に対しての修正動議の提案理由の説明をいたします。

債務負担行為、椎田地区小中一体型校基本設計6,790万円、10款教育費、委託料2,910万円を減額修正するものであります。

詳しい資料は、お手元に配付資料を参照していただきたいと思えます。

理由として、1点目、基本設計は建設するに当たり一番重要なものだと考えます。議会に説明資料が何もなく審議ができないこと、一般質問等で場所、規模、概算予算は質問しなければ分からなかったという、あまりにも議会を軽視しているとしか思えません。今回、補正予算の学校整備委託料2,910万円は業者に対する前渡金との説明がありました。中身はないのであれば、債務負担行為の6,790万と合わせて、来年度にきちっとした形で上程すべきと考えます。

2点目です。少子化の問題であります。教育委員会から頂いた築上町小中学校適正配置計画によると、令和8年度から小中学校全体の生徒児童数の数は100人前後であります。特に、令和10年度には69名と極端に減少しています。この数字を見ても分かるように、それ以降もこれぐらいの数字ではないかと予想できます。そうなれば、今計画している椎田地区、築城地区の小中一貫校が本当に必要なのか。もしかしたら、小中一貫校の小規模学校なんてならないのか、もっと議論すべきであると思えます。令和9年度開校にこだわることなく進めていきたいと思えます。

最後に、合併をして18年目を迎え、厳しい財政の中、合併は何のためにしたのか、いま一度考えていただきたいと思えます。

以上、提案理由といたします。

○議長（武道 修司君） これより修正案の提出者の説明に対する質疑を行います。質疑のある方、塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 議会軽視も甚だしいというところでしたが、小中一貫校の設計って、どの辺が議会軽視が甚だしいのか。その下に理由として今聞いていましたけども、もう一度詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 冒頭説明しましたが、この基本設計に関して何の資料もなく、ただ数字だけが上程されているだけで審議はできない、これがいわゆる議会軽視と言わず何と云うんでしょうか。議会軽視の理由としてはそういうことであります。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 昨年の6月に、新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業という形で説明を受けています。ちょうど1年前です。それから、新しい時代の学びの環境整備の検討協議会、委員会を開催して、いつもながらの住民説明をぴしっとやれということで、PTAから学識経験者、各小中学校の校長先生、椎田地区全ての小学校のPTA役員会議を全部で19名でやってきております。いろんな形で、議会も一般質問で、小中一貫については議論、一般質問されてきたと思います。1年かかって、反対、賛成、いろんな方が多少あると思います。

しかしながら、何かの団体等で反対の運動が起こったりとか賛成の運動が起こったりとか、そういうことが何もありません。1年間やってきたんです。それでやっと基本計画を出すんです。これは当たり前のことなんです。1年間の間に何も無い、何かそういうのがあれば別ですよ、我々議会も行動も起こしていない、反対、賛成の行動も起こしていない。これはアンケートも取って、全てそのままのストーリーで行って、諄諄と肅々とこの計画が出されてきています。

だから、何をもって議会軽視なのかが全く分からなくて質問したところなんですけど、説明は受けています、1年前に。それから、1年間猶予がずっとありました。

先ほど、10年後、20年後を見据えたという話があります。我々、今ちょうどこれ会期最後の議会ですから、毎日何十件と地域を回って、よくこの話になります。賛否もあります。

しかしながら、皆さんよく考えてもらいたいんです。10年後、20年後じゃなくて、これを造ったら50年——補助金をもらえば60年ですけども、50年間、先を見据えた計画です。加配職員の人件費約7,000万、それが約9,000万近くまでなって、全小中学校の修繕費が3,000万前後、1億2,000万、ここを合併してじゃなくて、築城中学校ができて約8年、もう約10億のお金をすり減らしてきたんです。

どちらをいくのかということで私はやってきたつもりです。今回、予算で六十何億という話が

出ていましたけども、50年すれば年間1億、これも50年かけての計画、だから10年、20年というよりも、これを今やるのかやらないのか、そのまま壊れていく世代でいくのか、その形でやったと思うんです。

まさにこれは、確かに反対する方も賛成する方もいますけども、けど、それはそれとしてやっぱり行動を起こすべきです。でも、住民が起こすのは非常に厳しいでしょう。だけど、そうなれば我々議会が動けばいいんです。議会も何もやってきていない。ですから、これを何にもなく、そのまま粛々と時代をやっていく。

もう少し詳しく言いますと、農業をしている方も地域回ってきてよく言います。トラクターがGPSで動く、もう農業も楽になってきた。若者も、車が自動化になって動く。（「質問じゃないんでしょうか」と呼ぶ者あり）人が質疑しよるときに、あんた、横から言わんでいいやろう。（「質問をお願いします」と呼ぶ者あり）質問しよるやろう。

それで、若者も今、車から——そのこのとこ、ちょっと今忘れたんで割愛しますけども——時代の流れによって、どんどん時代は進んでいく。近隣は豊前市、みやこ町、また全国的に小中一貫で、だから、地域の方も理解しつつあるんです、今。少しずつ地域を理解してきてもらっています。だから何も起こらないんです。だから、年間1億2,000万円ずつ修繕費と人件費払って続けていくのがいいのか。

確かに小中一貫、築城、椎田にという議論もありました。築城中学校を造るときもありました。私たちは、中学校は一つという話もしました。

しかしながら、1人の裏切りによって、それは議会では没になりました。そのときはPTAが、築城、椎田は一緒になってほしくないという結論でした。これは確かに声がありました、PTAから。

だから、一つ一つ、なかなかじれったいところはありますが、そういう形でやっているんで、ただ単に何もなくて説明も議会軽視——私も議会の一員なので、議会軽視と言われたら議会軽視はされた覚えはないので、ただ自分の優越感だけで反対動議出されても困ると思って質問いたしました。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 質問の要旨がちょっとよく分からないんですが、私が言っているのは、この予算に対する、当然説明資料があってしかりだということです。これがなく、この議案書の中に債務負担行為の金額と学校管理費の委託料ですかね、整備費の委託料の2,910万円、これはどういうものなのかということの説明がなく、この予算に賛成するというのは議会軽視も甚だしいということを行っているわけでございます。

本当に何がどうなるのかを一般質問じゃなかったら分からなかったということに関しても、こ

の金額に関しての裏づけも分かりませんし、もし分かるのであれば本当に教えていただきたい。

そのあたりは見解の相違かもしれませんが、私にとっては、この予算というのはまだまだ考えて、将来の、今、塩田議員が言ったように50年後——私は10年後、20年後とは書きましたが——50年後を見据えたときに、この学校の在り方というのはどうなのかということを考えていただきたいという気持ちです。その一番基になるのは予算の問題もありますし、少子化の問題、これが一番だということで、この修正案を提出した次第であります。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより修正案に対する討論を行います。

修正案に反対意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 修正案に反対の意見を述べます。

私は、この椎田地区小中一体型校基本設計のこの予算の原点となる令和3年度築上町一般会計補正予算（第4号）、椎田中学校区に小中一貫校を設置し、将来的に小学校の統合を考えた新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業予算に反対しております。それが一つの反対理由です。

○議長（武道 修司君） 今、修正案に反対の討論ですけど。

○議員（10番 池亀 豊君） この修正案というのは、私が反対した新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業を、先ほど提案者が述べられたように来年度以降に繰り越すようなお話がされておりました。反対の修正案ではない。

それからまた、先ほども言いました令和3年度の4号の討論でも述べましたように、この提案理由の中にあります10年後、20年後を考えたときという文章には、少子化への私たち議会としての責任が全く感じられず、自然減少であるかのように述べられています。

私たち議会は、また役場の職員の皆さんも、今の少子化に責任を持つべきだと私は考えます。50年後どうなるかというのは確かにあると思いますが、私たちはそれを議員として、これから少しでも食い止めていくということを考えるべきだという私の意見を述べまして、反対の討論とします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。吉原議員。

○議員（2番 吉原 秀樹君） 先ほど工藤議員から提案理由にとって説明がありましたが、私は学校整備事業の基本設計なのにかかわらず、予算に対しての資料が……。

○議長（武道 修司君） ちょっといいですか。ちょっとすいません。暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

.....
午前10時19分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

すいません、ちょっと確認がありましたが、もう私の権限で賛成議員という扱いで討論をしていただきますので、吉原議員、そのまま討論をお願いいたします。吉原議員。

○議員（2番 吉原 秀樹君） いいですか。

○議長（武道 修司君） はい、どうぞ。

○議員（2番 吉原 秀樹君） 先ほど提案理由も工藤さんからありましたように、学校整備の基本整備のかからないわけですよ。それに対して、予算の資料が全く自分たちの手元にもないわけですよ。その数字だけで判断しなさいちゅうのは、やっぱり議会軽視ちゅうのも私は分かりません。築上町を担う子どもたちの基本となる学校建設の予算であるならば、もっと丁寧に説明すべきじゃないでしょうか。

また、子どもの数も減っていく中で、少子化はどんどん進んでいっています。こんな狭い町に小中一貫校が2校も要りますか。いま一度考えていただきたいなと思ひまして、賛成の意見いたします。終わります。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。いいですか。修正動議に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いいですかね。次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いいですね。これで討論を終わります。

これより、本案に対する工藤久司議員外1名から提出された修正案について採決を行います。修正案に賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

引き続き、原案を議題といたします。

これより、委員長、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。宗議員。

○議員（４番 宗 晶子君） 議案第４６号の２款１項５目４節デジタルサイネージ設置費
３,０００万円について、反対の立場で討論いたします。

まず、住民の皆さんにお聞きしたら、役場の前に大きな画面置くんだよってお聞きしたら、「そんなもの要らない」というお声が多いことです。そして、ランニングコストは現段階では不明でございます。電気代も不明でございます。

また、維持管理費の用途はお聞きしても、防衛省の財源を充当したいが、まだ相談していないということで、国も財源不足で様々な政策に疲弊している中、本町だけにそのような予算が認められるとも思えません。

以上の理由から、３,０００万円については反対討論と、先ほど修正案がございました小中一体型学校基本設計費、こちらについても２,９１０万円の財源は基金ということですが、６,７９０万円の財源は未確定、要は何もなかったら一般財源にするということでは議論ができないと思いました。

そして、一般質問の中でようやく、この新しい学びの先導的開発事業ですね、学びの環境計画についてなんですけれども、９０億と考えていたのが６０億ということで、いきなり３０％のカットでございます。こちらは、先ほどの提案理由に議会軽視も甚だしいとありましたが、こちらが質問しなければ分からなかったことでございます。

そして、住民説明会についても、一方的な説明を行ったけれども協議は行われていない。それは執行部側、教育委員会側が協議をしたと判断するのではなく、聞いた側が協議をしたか否かを判断するものでございます。

また、１年間の猶予があったという点でもございますが、私も一般質問に何度となくこの１年間行ってまいりましたが、何ら回答はございませんでしたし、事実と異なる答弁もございました。議会が何もしていないはずはございません。

以上の理由から、議案第４６号に反対の立場で討論いたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。塩田議員。

○議員（１４番 塩田 文男君） デジタルサイネージで、築上町は小中の給食費無料化とか様々な他町にないのを幾つか持っております。いつも情報発信が下手じゃないかということで、ほぼ議員全員、そういう気持ちでいつも質問していたと思うんです。

今回、デジタルサイネージ、これは我々がつけれと言ったわけではないです。職員側のほうから、こういったので情報発信をするという形で上げてきたわけです。これについて、大きさが大きいですから、金額もそれぐらい出てくるでしょう。だけど、情報発信をするという過程の中で、これができれば頻繁に情報発信をしないといけないです。情報が流れていなかったらつけた意味がないと。それをやるんだという意気込みで、これを提案してきたんだと思いますんで、私は、

より一層の情報発信を、築城、椎田の駅にもそういった観光マップのデジタルつきのやつがつく
ということです。

ですから、これについては賛成をしたいと思います。

それと、小中一貫で我々議会が説明がないとかいろいろのことがいっぱい出ますけども、
やってほしい、つくってほしいという声はどこにあるんでしょうか。それを考えて、私たちは
トータルの、私たちも住民から声を聞いています。十分私なりの自分の身の回りは聞いていま
す。

しかし、自分の身の回りいっただら知れていますんで、そういった形で、ぜひこれを実現してほ
しいという声を私は信じて行動していきたいと思います。

それから、6,790万の予算が未確定と言っていました、議案書の35ページに一般財源
と書いています。

以上、議案については賛成いたします。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） もう先ほど述べましたので、述べるのをやめようかと思いま
したが、一応述べておきます。

私は、令和3年度の椎田中学校区に小中一貫校を設置し、将来的に小学校の統合を考えた新し
い時代の学びの環境整備先導的開発事業予算に反対しました。これが、この予算に反対する理由
です。

この令和3年度の予算の、将来的に小学校の統合を考えたという文面、私、これを読んだとき
に、将来的にというのは本当に将来的なのだろうかという危惧を持ちまして、その後、一般質問
でも、この将来的にというのは住民の合意を得ながら進めていくのかという質問しましたら、執
行部側からは、当然でございますというお返事でした。それが今回、令和9年度に統合の計画が
発表されました。

以上、私の危惧が現実のものになってきたということを申し上げ、反対の意見とします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ないですね。これで討論を終わります。

これより議案第46号について採決を行います。

本案に対する委員長、副委員長の報告は可決です。議案第46号は、委員長、副委員長の報告
のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第46号は、委員長、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第47号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第47号令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について副委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第47号令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、本補正予算について慎重に審議した結果、高塚浄水場配水ポンプユニットの修繕費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第47号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第47号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第48号

日程第4. 議案第49号

日程第5. 議案第50号

日程第6. 議案第51号

日程第7. 議案第52号

日程第8. 議案第53号

日程第9. 議案第54号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第3、議案第48号築上町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9、議案第54号築上町上城井財産区基金条例の制定についてまでは総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第54号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第48号から議案第54号まで委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第48号築上町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、地方自治法の改正により監査委員の独立性を確保し、専門性の高い監査委員を選任するため、条例に定めることにより、議員から監査委員を選任しないことができるようになったことに伴い、監査制度を充実強化するため、また監査委員の報酬を見直すため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号築上町財産区管理会条例の制定について、本案について、西角田財産区、葛城財産区、上城井財産区の議会が廃止されるに当たり、審議機関として管理会を設置するため条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号築上町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、本案について、西角田財産区、葛城財産区、上城井財産区、財産区管理委員の報酬及び費用弁償額などを定めるため条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号築上町財産区特別会計条例の制定について、本案について、西角田財産区、葛城財産区、上城井財産区の歳入歳出を一般会計と区別するため、それぞれに特別会計を設置する条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号築上町西角田財産区基金条例の制定について、本案について、西角田財産区の財産の適正な管理及び運営を図るため、築上町西角田財産区基金を設置する条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第53号築上町葛城財産区基金条例の制定について、本案について、葛城財産区の財産の適正な管理及び運営を図るため、築上町葛城財産区基金を設置する条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号築上町上城井財産区基金条例の制定について、本案について、上城井財産区の財産の適正な管理及び運営を図るため、築上町上城井財産区基金を設置する条例を制定するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

日程第3、議案第48号築上町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第48号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第49号築上町財産区管理会条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第49号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第50号築上町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第50号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第51号築上町財産区特別会計条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第51号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第52号築上町西角田財産区基金条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これですべて質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第52号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第53号築上町葛城財産区基金条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これですべて質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第53号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第54号築上町上城井財産区基金条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第54号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、発議第2号

○議長（武道 修司君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第10、発議第2号築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、日程第10、発議第2号築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定を

いたしました。

日程第10、発議第2号築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。横内議会事務局長。

○事務局長（横内 秀樹君） 発議第2号築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び築上町議会会議規則（平成18年築上町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和5年6月20日、提出者、築上町議会議員工藤久司、賛成者、築上町議会議員塩田文男、築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） それでは、提案者の説明をお願いいたします。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についての提案をいたします。

地方自治法が改正され、議員個人による請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和がなされました。これは近年、議員の成り手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて行われたものであり、このような制度改正や環境整備を通じて、若者や女性、会社員など多様な人材が議会議員に積極的に挑戦し、地方分権の時代にふさわしい活力ある地方議会の創出につながることを期待されるところであります。

以上のことから、築上町政治倫理条例の一部を改正する必要があります。これが条例案を提案する理由であります。

以上です。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより発議第2号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 発議第3号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第11、発議第3号築上町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、日程第11、発議第3号築上町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第11、発議第3号築上町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。横内議会事務局長。

○事務局長（**横内 秀樹君**） 発議第3号築上町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、標記の条例案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び築上町議会会議規則（平成18年築上町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和5年6月20日、提出者、築上町議会議員工藤久司、賛成者、築上町議会議員塩田文男、築上町議会議長武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） では、ここで提案者の説明をお願いいたします。工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） 築上町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてでございます。

地方自治法が改正され、議員個人による請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和がなされました。

地方公共団体に対し請負をするものである議員が、当該請負の対価として受け取る金銭の総額やその内容などを公表し、請負状況の透明化を確保するために条例を制定する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由であります。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより発議第3号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで追加提案があるということで報告を受けていますので、ここで暫時休憩をし、議会運営委員会を開催をしたいと思います。その後、全員協議会を開催いたしますので、ここで一旦暫時休憩といたします。

午前10時47分休憩

.....
午前11時11分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....
日程第12. 議案第56号

日程第13. 議案第57号

日程第14. 議案第58号

日程第15. 議案第59号

日程第16. 議案第60号

日程第17. 議案第61号

日程第18. 議案第62号

日程第19. 議案第63号

日程第20. 議案第64号

日程第21. 議案第65号

日程第22. 議案第66号

日程第23. 議案第67号

日程第24. 議案第68号

日程第25. 議案第69号

日程第26. 議案第70号

日程第27. 議案第71号

日程第28. 議案第72号

日程第29. 議案第73号

日程第30. 議案第74号

日程第31. 議案第75号

日程第32. 議案第76号

○議長（**武道 修司君**） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第12、議案第56号築上町西角田財産区管理会委員の選任についてから、日程第32、議案第76号築上町上城井財産区管理会委員の選任についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第56号築上町西角田財産区管理会委員の選任についてから、日程第32、議案第76号築上町上城井財産区管理会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

議案第56号から議案第76号まで、職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） **議案第56号から議案第76号**、築上町西角田財産区、葛城財産区、上城井財産区の各管理会委員の選任について、築上町西角田財産区、葛城財産区、上城井財産区の各管理会委員に下記の者を選任したいので、築上町財産区管理会条例（令和5年築上町条例第5号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年6月20日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案56号から76号までは築上町財産区管理会委員の選任についてでございます。

議案第56号から62号までは西角田財産区の委員さんということで、56号は有永久氏を選任いたしたく提案しており、それから、議案第57号は椎橋順一さんを提案しております。議案第58号は園田徹さん、議案第59号は野入勝芳氏、議案第60号は前田好嗣氏、議案第61号は南健治氏、議案第62号は渡邊義治氏。なお、従前の財産区議員が主で、1名だけ新しく、57号の椎橋順一氏を新たに元議員以外から選任をいたしておるところでございます。

次に、議案第63号から69号については築上町葛城財産区管理会委員の選任でございます。全て財産区の議員をしておられた方でございますけど、議案第63号は大石任美氏、議案第64号は佐野寛之氏、議案第65号は下田靖志氏、議案第66号は原口正毅氏、議案第67号は平野力範氏、議案第68号は山内正則氏、議案第69号は横山政信氏でございます。

それから次が、上城井財産区の管理会委員の選任についてでございますが、議案第70号から76号でございます。議案第70号は大嶋秀利氏、議案第71号は神崎猛幸氏、議案第72号は永尾信明氏、議案第73号は政時勇氏、議案第74号は宮崎英治氏、議案第75号は山口雅博氏、議案第76号は横山員伸氏でございます。

よろしく御審議を頂き、御同意をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） それでは、お諮りします。日程第12、議案第56号築上町西角田財産区管理会委員の選任についてから、日程第32、議案第76号築上町上城井財産区管理会委員の選任についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本一括して即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第56号築上町西角田財産区管理会委員の選任についてから、日程第32、議案第76号築上町上城井財産区管理会委員の選任については、委員会付託を省略し、本一括して即決することに決定をいたしました。

本案は、築上町西角田財産区管理会委員、築上町葛城財産区管理会委員及び築上町上城井財産区管理会委員に、お手元の議案に提案されている方々を選任することについて、一括して議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、電子表決システムで、同意、不同意を決定したいと思います。

投票が終わるまで、議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（**武道 修司君**） ただいまの出席議員は12名です。

1番、江本守議員については、事務局が補佐をいたします。

議場内2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになりますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまから表決モードに切り替えるため、しばらくお待ちください。

投票は無記名投票とします。選任に一括して同意の方は賛成のボタンを、不同意の方は反対のボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

投票受付中になりましたので、皆さん、投票をお願いいたします。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） ボタンの押し忘れ、間違いはないか、各自で確認お願いをいたします。

それでは、投票を締め切ります。

投票の結果です。モニターに映ります。

投票結果です。

投票総数 10 票、賛成 10 票……。〔発言する者あり〕すみません、もう一度ちょっと戻します。

すみません。もう一回ボタンを押してください。賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを、ランプがつくと思いますので、確認をお願いいたします。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 今度はいいみたいです。締め切ります。

〔議場開鎖〕

○議長（武道 修司君） 投票結果です。

投票総数 11 票、賛成 11 票、反対 0 票、白票 0 票。したがって、議案第 56 号築上町西角田財産区管理会委員の選任についてから、議案第 76 号築上町上城井財産区管理会委員の選任についてまでは、提案の方々を選任することに同意をすることに決定をいたしました。

ここで私のほうから、今、選ばれたの方々のお名前を再度、確認の意味で御報告いたします。

西角田財産区管理会。議案第 56 号、有永久氏。議案第 57 号、椎橋順一氏。議案第 58 号、園田徹氏。議案第 59 号、野入勝芳氏。第 60 号、前田好嗣氏。議案第 61 号、南健治氏。議案第 62 号、渡邊義治氏。

次に、葛城財産区管理会の方々です。議案第 63 号、大石任美氏。議案第 64 号、佐野寛之氏。議案第 65 号、下田靖志氏。議案第 66 号、原口正毅氏。議案第 67 号、平野力範氏。議案第 68 号、山内正則氏。議案第 69 号、横山政信氏。

次に、上城井財産区管理会の方々です。議案第 70 号、大嶋秀利氏。議案第 71 号、神崎猛幸氏。議案第 72 号、永尾信明氏。議案第 73 号、政時勇氏。議案第 74 号、宮崎英治氏。議案第 75 号、山口雅博氏。議案第 76 号、横山員伸氏。

以上の方々が決断をいたしましたので御報告をいたします。

日程第 33. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（武道 修司君） 日程第 33、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可した

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

ここで、新川町長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議員の皆様、第2回定例会、今日無事終えてありがとうございました。全議案採択を頂きましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

思い起こせば、議員の皆さん、令和元年の選挙で当選されて、ちょうど4年の任期が7月30日で終わります。本日が最後の定例会ということでございますが、思い起こせば、いろんな議論を重ねていただきながら町政が進展してきたということに厚く御礼申し上げます。

今日、たしか4名の方が御勇退されるという話も聞き及んでおりますので、あと10名の方は再度、町議会選挙のほうに出馬をされるという話も聞いておりますので、10名の方については頑張っ、再度登壇していただくようお願い申し上げます。

それと4名の方はいろんな議論をしていただきながら、町政の発展に御加勢していただいたということで厚く御礼申し上げます。勇退後は町政にいろんな形で御関与していただきながら、また町政進展に寄与していただければありがたいかなと思っておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

気候も梅雨の中ということで、非常に体調のほうも悪くなる可能性もございますので、くれぐれも御自愛を頂きながら、健康維持に努めていただきながら毎日を過ごしていただくことをお願い申し上げます。

それでは、もう本当に今日が最後の定例会ということでございますので、心を込めて皆さんに感謝の表明を申し上げて御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（**武道 修司君**） ここで、ちょっと私のほうから一言御挨拶をさせていただきます。

本日の定例会、本当にお疲れさまでした。また、この4年間、議長という大役を拝命して、皆様方の御支援、御協力のおかげで、どうにか乗り切ることができたかなというふうに思っております。特にこの4年間は新型コロナウイルスの関係で活動がままならない、なかなか難しい運営等があっ、私だけでなく、皆さんも本当に大変だったのではないかなというふうに思っています。

ただ、その中において一番の成果というか、いろんな条例を変えたり、つくったりということもありましたが、議会報告会が最後、今年の2月に開催できたということは大きな成果であった

のではないかなというふうに思っています。議長になって、田村前議長の苦勞、大変さがひしひしと分かる毎日でありました。どうか今日が迎えられたなというふうに思っております。

今回勇退される4人の議員の皆さん、本当にお疲れさまでした。今後は今まで同様、築上町議会に対して御支援、御協力のほど、心よりお願いを申し上げます。

また、私も含めてですが、10人の方々が再度立候補し、当選に向けて今から選挙運動をしっかりされると思いますが、私も含めてですが、この10名の方々と再度ここで議論をしたいというふうに思いますので、ぜひ皆さん、また議論ができるように頑張ってくださいというふうに思います。

また、新川町長、八野副町長、久保教育長をはじめ町執行部の皆さん、本当にありがとうございました。いろんな議論で厳しい言い方や、かなり嫌な思いをされた方々もおられるかと思えます。ただ、我々は、この町を少しでもよくしていきたい、将来の子どもたちにいい町を残したいというその思いで真剣に取り組んできた4年間でありますので、その点は何とぞ御容赦のほどよろしくをお願いいたします。

最後になりますが、この築上町がますます発展することと、本日この会場におられる皆様方のますますの御健勝、御多幸を御祈念申し上げ、最後の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

それでは、令和5年第2回築上町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時38分閉会
